

平成 30 年度

# 監査委員事務局の運営方針

<担当事務>

- (1) 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。
- (2) 例月現金出納検査に関すること。
- (3) 決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

<部の職員数>H30年4月1日現在

正職員	8名
再任用職員	2名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	10名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

## 1. 基本方針

監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するために、地方自治法に基づいて置かれる独任制の執行機関です。監査委員は、本市行政が市民に信頼されるものであるために、その運営について公正性、合理性や効率性等の観点からチェックし、必要な改善を促すため、毎年度、年間監査計画を定めて、対象部署への各種監査、例月現金出納検査及び決算審査等を行っています。

監査委員事務局は、監査委員による監査を補助するために設けられた組織であり、対象部署への事前の書類の審査や現地調査、ヒアリング等を通じて得られた情報を整理し、監査委員に報告することにより、監査委員による監査が円滑に執り行われるよう取り組んでいきます。

平成 30 年度における監査日程については、市議会や本市の主要な事業等のスケジュールも考慮して設定していきます。

## 2. 重点施策・事業

### (1) 各種監査の円滑な実施

方向性	定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。 監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。 事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。
取り組み	定期監査として、平成 30 年度は 4 つの部及び教育機関、行政委員会等について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。 また、随時監査は、財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査を行います。 住民監査請求が提出された場合は、監査期間の 60 日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

## (2) 例月現金出納検査、決算審査及び財政健全化法に基づく審査

方向性	監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を検査当日、監査委員に報告します。 決算審査については、市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。 事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。
取り組み	例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施します。

## 3. 行政改革・業務改善

### ◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
情報の共有化による事務の効率化及び時間外勤務の縮減	監査委員事務局では2班体制で監査業務を分担していることから、日々の朝礼及び夕礼での各職員の業務の進捗状況の把握により、更に効率的な業務執行に努め、時間外勤務の縮減を図ります。
公平委員会事務局業務の効率的な執行	監査委員事務局職員が併任等により従事している公平委員会事務局業務については、引き続き効率的な運営に努めます。

## 4. 予算編成・執行

- ◆平成30年度についても、事務局運営における効率的な予算執行に努めます。

## 5. 組織運営・人材育成

### ◆事務局協議の実施

事務局協議の実施により、対象部署の書類の審査や現地調査、ヒアリング等を通じて得た情報について、職員間における課題の理解や認識の共有化を行いながら、年間監査計画に基づく監査を着実に実施します。

### ◆研修の充実

全ての部署を監査する立場であることから、職場研修だけでなく、派遣研修等にも積極的に参加することにより、監査技術や手法に加え、市政全般に関する知識や理解力を高め、事務局職員としての分析及び説明能力の向上を図ります。

◆効率的な事務局運営

班体制での業務運営とOJTを通じて異動者の早期の習熟と育成を行い、事務局全体の効率的な事務執行並びに時間外勤務の縮減に努めます。

## 6. 広報・情報発信

◆ホームページの充実等

監査結果を公表後速やかに「枚方市ホームページ」に掲載するなど、引き続き説明責任を果たしていきます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部局のみならず、全庁的な課題として共有されるよう努めます。